

農林水産省の生物多様性戦略

大臣官房環境バイオマス政策課課長
西郷正道

平成21年7月28日

農林水産省

農林水産省生物多様性戦略のポイント

戦略の策定と位置づけ

- 農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、多くの生きものにとって、貴重な生息生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持など生物多様性に貢献。
- しかし、不適切な農業・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、埋め立て等による藻場・干潟の減少など一部の農林水産業の活動などが生物多様性に負の影響。
- また、担い手の減少などによる農林水産業の活動の停滞に伴い身近に見られた種の減少や鳥獣被害が深刻化。
- これらの負の影響を見直し、生物多様性の保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として位置づけるべく戦略を策定。

農林水産省
生物多様性戦略
(平成19年7月策定)

これまで

①農林水産業の活動が生物多様性に与える負の影響

- 不適切な農業・肥料の使用
- 経済性や効率性を優先した農地・水路の整備や埋め立て等による藻場・干潟の減少



〔三面張りの水路〕



〔沿岸の埋め立て〕

②担い手の減少による農林水産業の活動の停滞（耕作放棄地の増加等）に伴う生物多様性に与える負の影響

- 種の減少
- 鳥獣被害の深刻化



〔田んぼに集う生きもの〕

農林水産省生物多様性戦略
に基づく
施策の
推進

これから

○田園地域・里地里山の保全



- ・有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進（冬期湛水による生物多様性保全）等
- ・生物多様性に配慮した生産基盤整備（環境との調和に配慮した水路）等
- ・野生鳥獣被害対策（鳥獣の隠れ場所となる農地に接する藪などを刈り払い）等

○森林の保全



- ・間伐等適切な森林の整備・保全
- ・優れた自然環境を有する森林の保全・管理 等

○里海・海洋の保全



- ・藻場・干潟の保全
- ・生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理 等

○森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

○遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

○農林水産分野における地球環境保全への貢献

○農林水産業の生物多様性指標の開発

○第3次生物多様性国家戦略へ全て反映。

○平成22年(2010年)に我が国(愛知県名古屋市)で開催の第10回締約国会議において、本戦略に基づく農林水産省の取組を積極的にPR。

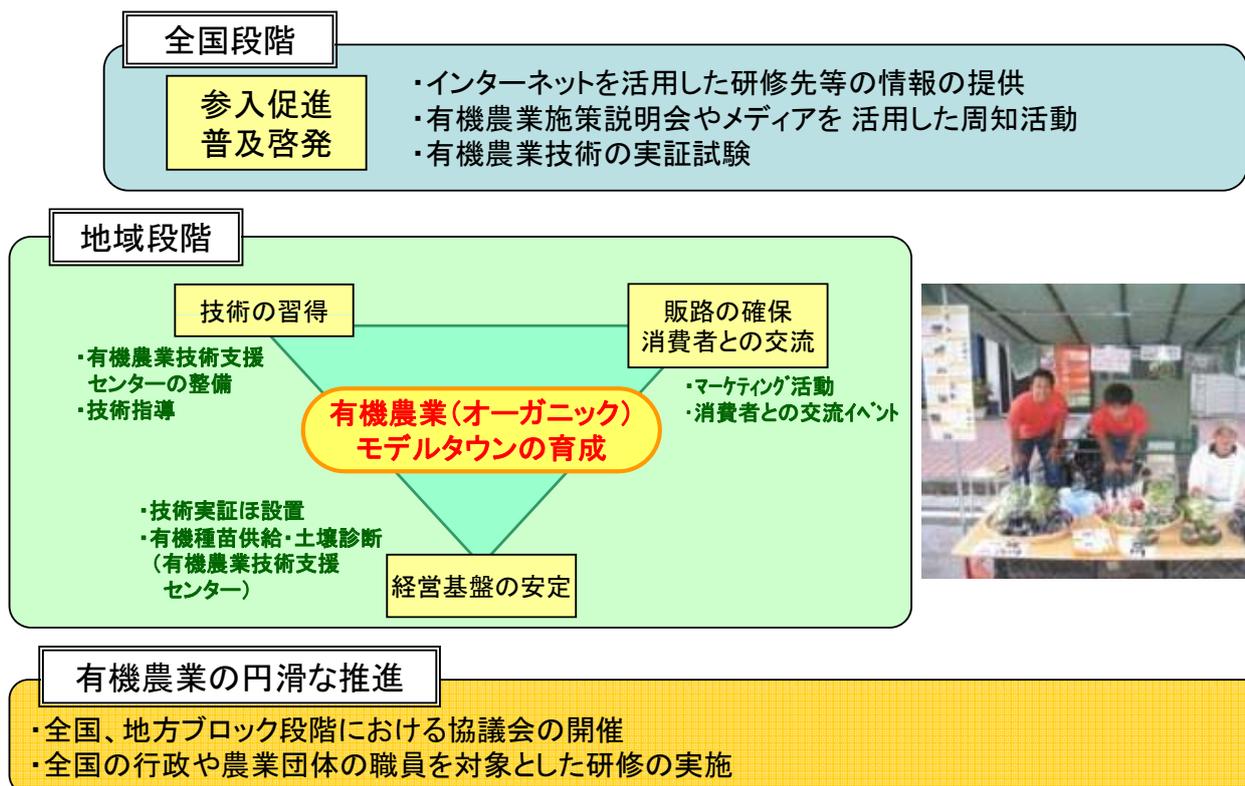
生物多様性保全をより重視した農業生産の推進

○ 環境保全型農業推進施策の概要

農業環境規範の普及・定着	農業者が最低限取り組むべき規範(農業環境規範)を策定し、各種支援策を実施する際の要件とするなど、その普及・定着を推進。
エコファーマーの認定	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の認定を促進。 【エコファーマー認定件数: 185, 807件(H20年度末)】
先進的な営農活動への支援	農地や農業用水等の資源の保全向上活動と一体的に、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動等に対する支援 【農地・水・環境保全向上対策のうち営農活動支援交付金: 組織数 2, 577(H20.11とりまとめ数)】
有機農業の推進	有機農業推進法に基づき、生物多様性の保全等に資する有機農業を推進。 【有機農業総合支援対策 全国45地区でのモデルタウンの育成、37都道府県での有機農業推進計画策定(H20年度末)】

2

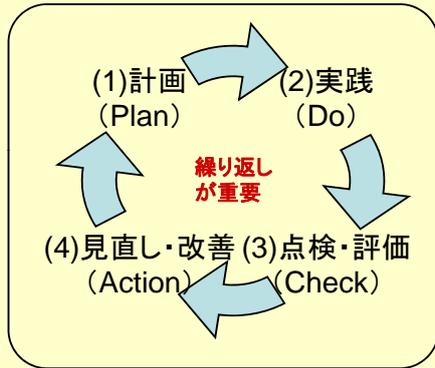
具体的な取組: 有機農業総合支援対策



3

農業生産工程管理手法(Good Agricultural Practice)の推進

GAPの概念

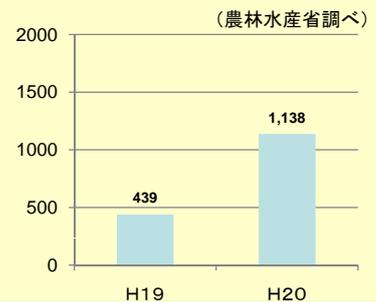


GAPとは、生産者自らが農業生産工程の全体を見通して、食品安全や環境保全などの観点から注意すべき事項を定め、これに沿って農作業を実施・記録し、検査を行って農作業の改善に結びつけていく手法

農林水産省では、環境保全など、生産者が取り組む基礎的な事項についてまとめた基礎GAPを公表

(野菜、果樹、米、麦、大豆、花、茶、きのこ)

全国のGAP導入産地



農業生産工程管理手法(Good Agricultural Practice)の推進

GAP導入に向けた取組に対する支援措置

○ 食の安全・安心確保交付金

都道府県の産地段階におけるGAP導入の推進体制の整備・強化、産地の実態に応じたGAP導入の支援



農薬のドリフト対策



農薬の適正保管

○ 先進的総合生産工程管理体制構築事業

- ・ 産地段階における生産から加工又は流通までの一貫した先進的な生産工程管理を行うモデル的な取組を支援
- ・ GAPの点検項目、取組内容等に関するデータベース作成

平成23年度までにおおむね全ての主要な産地(2,000産地)においてGAPを導入

生物多様性を重視した土作り、施肥

たい肥など有機質資材の供給

家畜排せつ物の利活用の推進

- 耕畜連携の強化、耕種農家のニーズに即したたい肥づくりの計画を策定中(36都道府県)
- たい肥の肥効調整やペレット化など高機能なたい肥生産



ペレット化

食品循環資源の利活用の推進

- 食品関連事業者の循環型農業への参画促進
 - ・ 再生利用事業計画認定制度 (H20.11現在 8事業者認定)
 - ・ 優良な食品リサイクルの取組等に対する民間認証 (H20~)



土づくりの推進

- 農業者が環境保全に向け最低限取り組むべき規範を定め、これを実践する者に各種支援(農業環境規範)
- 有機物供給施設の整備
- エコファーマーの認定促進

合理的な施肥の推進

- 都道府県が策定する施肥基準について、たい肥に含まれる肥料成分を勘案するなど、環境に配慮したものに改訂
- 土壌診断の実施



6

事例 コウノトリの舞農産物(兵庫県)



- お米: 節減対象農薬・化学肥料が県慣行の1/2以下
+ 生き物を育む栽培技術の導入 (中干延期、冬期湛水 など)
- 野菜: 環境に配慮した適正施肥
- そば: 節減対象農薬・化学肥料不使用
- 小麦・大豆: 節減対象農薬・化学肥料が県慣行の1/2以下

1類: 節減対象農薬・化学肥料不使用

2類: 1類以外



ひょうご安心ブランド(兵庫県)

- 節減対象農薬・化学肥料の使用を低減
- 残留農薬が国基準の1/10以下



7

総合防除(Integrated Pest Management)の推進

総合的病害虫・雑草管理(IPM)とは

病害虫の発生予察情報等に基づき、様々な防除技術を適切に組み合わせ、環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する防除の手法

【判断】

防除要否及びタイミングの判断

- ・発生予察情報の活用
- ・圃場状況の観察 他

病害虫等の発生状況が経済的被害を生ずると判断

【予防】

病害虫・雑草の発生しにくい環境の整備

- ・耕種的対策の実施（作期移動、排水対策等）
- ・輪作体系の導入、抵抗性品種の導入
- ・種子消毒の実施
- ・フェロモン剤を活用した予防

【防除】

多様な手法による防除

- ・生物的防除（天敵等）
- ・物理的防除（粘着版等）
- ・化学的防除（化学農薬）



生産者の
メリット

・経済的に受け入れ可能なコストで、消費者に信頼される農作物の生産ができる

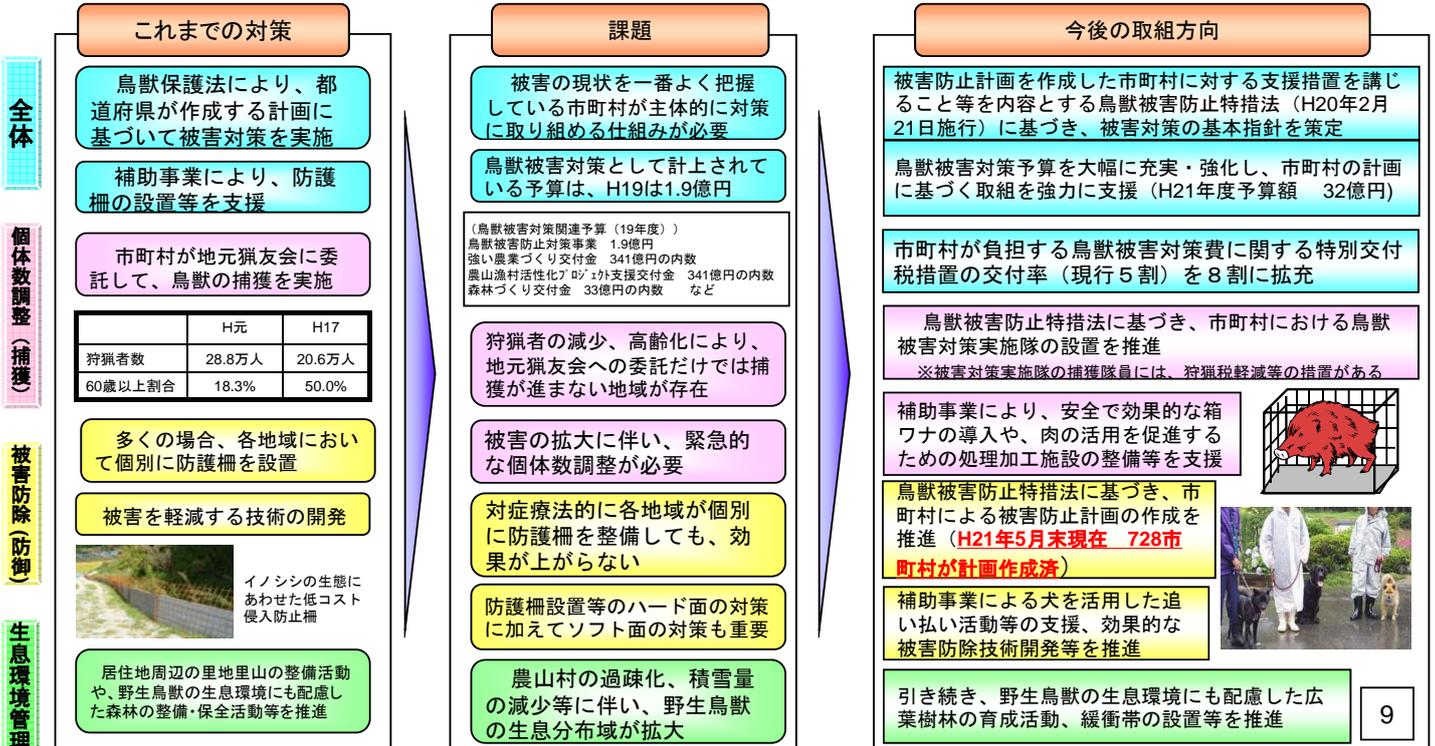
消費者の
メリット

・人の健康に対するリスクと環境への負荷が軽減

田園地域・里地里山の保全（鳥獣被害対策の推進）

【鳥獣被害の現状】

- 野生鳥獣による農林水産業被害は全国で約200億円。獣類による被害については、イノシシ、シカ、サルによる被害が約9割。（シカ等による森林被害、トド・カウワ等による水産被害、クマによる人身被害も深刻化。）
- 鳥獣被害は、収穫時に被害を受けることによる営農意欲の減退等、農山漁村の暮らしに深刻な影響。
- 野生鳥獣による農林水産業被害対策は、「個体数調整（捕獲）」、「被害防除（防御）」、「生息環境管理」を総合的に実施することが重要。



生物多様性に配慮した農業農村整備事業

農村環境保全整備推進モデル事業

■ラムサール条約等の国際条約や景観法等の法律に基づき指定された環境を保全・形成すべき重要な地域において、自然環境や農村景観の維持向上のための調査等への支援、保全に必要な基盤整備等を実施



水田環境向上基盤整備支援事業

■生態系に配慮した水田整備を実施した地区において、生態系配慮施設の順応的管理を実施



魚巢ブロック内の詰石を改良

生態系と景観が調和した農業農村整備技術開発事業

■景観・生態系に総合的に配慮した農業農村整備手法の調査・検討、現地実証、ガイドライン作成



希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくり

(2008年9月25日 佐渡市で試験放鳥)

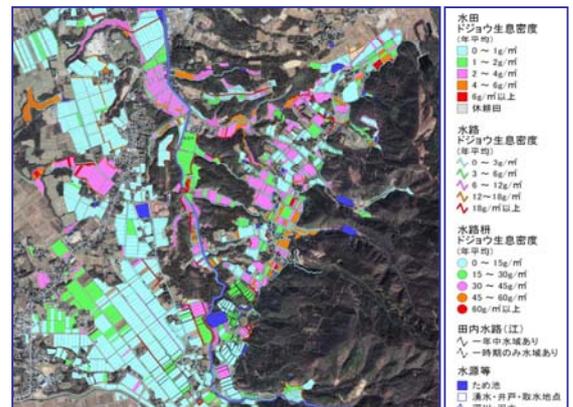
生息環境向上技術調査(H18～)



餌生物の生息環境の現状を把握



生息域全域の水田、江、水路・河川、あぜ・土手を対象に生物調査を実施し、餌生物の生息環境を分析



生息地(40集落)の水田や周辺状況に関する情報をデータベース化し餌生物の生息可能量を推定

餌生物の生息環境再生計画を検討・提案

水生生物の生息場・繁殖場として「江」を新設・拡幅



不耕起栽培と「ふゆみず田んぼ」で冬季の生息環境を確保



ドジョウなどが遡上する際に利用する「水田魚道」を設置



森林・林業と生物多様性

森林・林業の現状

我が国の森林の状況

- 我が国は国土の3分の2を森林が占め、多様な生物が生息・生育する緑豊かな森林国
- 戦後、荒廃した国土の緑化により森林の4割の人工林を造成
- 我が国の森林資源は、ここ30年で人工林を中心に蓄積は約2倍に充実

林業の現状とその影響

- 森林を守り育てる林業は、長期的な木材価格の低迷等により厳しい状況
- 間伐等の手入れが遅れている森林が見られ、生物多様性保全等の公益的機能の発揮に支障をきたす恐れ
- 国際的な木材需給の逼迫等による国産材の需要量増加など、国産材をめぐる状況は好転のきざし

森林に対する国民ニーズの多様化

- 地球温暖化の防止、山地災害の防止、生物多様性や景観の保全、環境教育の場としての利用や花粉の発生抑制等、森林に対するニーズが多様化

12

森林・林業と生物多様性

今後の取組方向

- 間伐の適切な実施
 - 広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化による多様な森林づくり
 - 森林病虫害対策、野生鳥獣被害対策
 - 新規就業者の確保
 - 企業やNPOによる森林整備、保全活動の推進
 - 教育、環境分野との連携による普及啓発活動
 - 生産、流通コスト低減、製品の安定供給体制整備
 - 国産材利用拡大の普及啓発活動
 - 国有林野の保全・管理の推進
- 等々

美しい森林（もり）づくり推進国民運動

森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策

13

里海・海洋の保全

目的

漁場環境、生物多様性を維持し、持続的な漁業生産を行うこと

課題

- (1) 藻場・干潟等の保全の推進
- (2) 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進
- (3) 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進
- (4) 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進
- (5) 希少生物の保護・管理を踏まえた生物多様性保全の推進
- (6) 野生生物による漁業被害防止対策の推進

対策

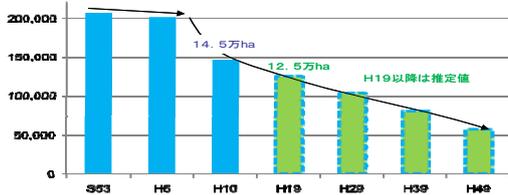
- 藻場・干潟の造成及び機能の維持・回復に資する活動の促進
- 生育環境の維持管理活動の推進
- モニタリングによる影響の把握
- 漁港周辺水域の水質保全及び環境配慮
- 我が国のリーダーシップを発揮しつつ、科学的根拠に基づく資源の持続的な利用を実現するための取組を強化
- 環境・生態系と調和した増殖の推進
- 持続的な養殖生産の推進
- 内水面の生物多様性を保全する取組みの推進
- 希少水生生物の保全による生物多様性の保全
- 大型クラゲ、トド、ナルトビ、エイ、カワウ等の野生生物による漁業被害の防止・軽減

藻場・干潟の保全の推進

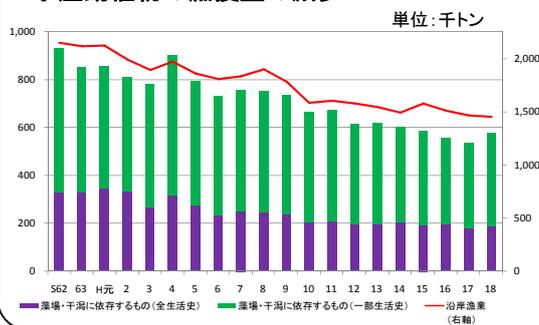
現状

- ▷ 藻場・干潟の公益的機能
- ・ 漁業生産
 - ・ 水質浄化、CO₂の固定
 - ・ 浸食抑制による海岸保全
 - ・ 親水性や環境学習の場

▷ 藻場・干潟の減少



▷ 藻場・干潟を生息場所等とする主要な水産動植物の漁獲量の減少



要因

- 地球温暖化等の環境変化による食害生物(ウニ、アイゴ等)の増加とこれを除去するために必要な活動量の増加
- 漁業者の減少・高齢化による保全活動の担い手の減少、弱体化とそれに伴う活動量の減少
就業者数: 27.8万人 (H9) ⇒ 20.4万人 (H19)
65歳以上の割合: 27% (H9) ⇒ 37% (H19)
- 保全活動量の増加に伴う費用負担増

放置

- 水質浄化等の公益的機能の低下に伴う国民負担増
- 水産資源の減少による水産物の安定供給への支障

藻場・干潟の保全の推進

現在実施している施策

○ 藻場・干潟で既に消失・機能低下したものについての基盤整備

公共事業により 5,000ha 造成等
(H19~H23)

藻場造成



自然石やコンクリートブロック等の着底基質の設置による藻場の造成

干潟造成



砂の投入により人工的に干潟の造成

今後の施策の展開方向

○ 現存する藻場・干潟等について漁業者等による保全活動を支援

目標

藻場: 12.5万haの維持・回復
干潟: 4.8万haにおける機能の維持・回復



アマモの移植



母藻の投入



モニタリング



干潟の耕うん



保護礁の設置

森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

漁場保全の森づくり事業

漁場環境が悪化している閉鎖的な湾、入江等の後背地の森林・河川流域・海岸等において、栄養塩類の供給、濁水の緩和等に効果的な森づくりを実施 【46都道府県で実施】

山腹工：土壌浸食を防止



間伐



遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

遺伝資源の利用

- 有用遺伝子の特定と機能の解明
- 遺伝子機能を有効に活用するための技術開発
- 先端技術を活用した革新的作物開発
- 国民との対話の推進

食料: 超多収作物で生産コスト削減
病害虫に強い作物で農業を不要に

環境: 汚染土壌、空気を作物で浄化

エネルギー: バイオマス作物でエネルギーを生産

物質・医薬品: 高機能繊維や医薬品の開発

遺伝資源の保存と提供

○ ジーンバンク事業(s60～) (独立行政法人農業生物資源研究所等が運営)

遺伝資源の国際的取組

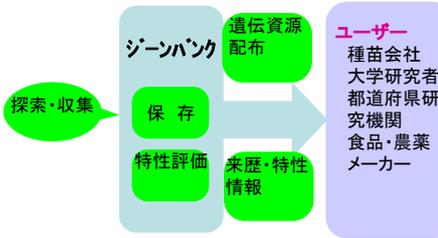
国内外の農業生物、林産生物、水産生物の遺伝資源を収集・保存し、新しい品種の育成などの研究に提供

○ ジーンバンクにおける保存内容

植物	微生物	動物
作物の品種 野生種 種子・栄養体 約242,000点	作物・家畜の病原 食品微生物 約25,000点	家畜、カイクの 凍結精子 凍結胚 約1,000点
林木	約33,000点	
水産生物	約800点	
DNA (cDNA、BAC、YAC (イネ、ブタ、カイク) 約277,000点)		

「アジアにおける植物遺伝資源の保全と持続的利用の強化のための能力開発と地域協力」を実施 (H20～)

○ ジーンバンク事業の流れ



遺伝子組換え農作物等の規制による生物多様性の確保

安全性評価の枠組み

段階的な安全性評価の実施

実験室、温室等での試験 (国外、国内)

隔離ほ場試験の承認申請

承認

隔離ほ場での栽培試験

一般的な使用のための承認申請

承認

食用、飼料用、栽培等の使用

学
意
見
見
聴
取
者
の

安全性評価の項目

○ 野生動植物への影響として

➢ 組み込まれた遺伝子が野生植物の間に広まらないこと

➢ 当該農作物の非組換え体と比べて、雑草化して他の野生植物に与える影響が大きくないこと

➢ 当該農作物の非組換え体と比べて、有害な物質を生産する可能性が大きくないこと

を評価

遺伝子組換え農作物の承認状況

作物	承認種類数		
	一般的な使用	栽培可	隔離ほ場試験栽培のみ
アルファルファ	3	3	0
イネ	0	0	17
カーネーション	5	5	1
セイヨウナタネ	10	8	0
ダイズ	5	2	5
テンサイ	1	1	0
トウモロコシ	35	33	4
バラ	2	2	0
パントグラス	0	0	1
ワタ	13	0	3
合計	74	54	31

平成20年12月現在。法の経過措置によるみなし承認を含まない

海外林業協力を通じた地球環境保全への貢献

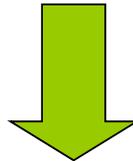
世界の森林をめぐる現況

世界の森林の減少・劣化が進行

- 世界の森林面積は約39億5千万ha、陸地面積の約30%
- 2000 (H12) 年から2005 (H17) 年まで年平均730万haの減少 (日本の国土面積の約5分の1)
- ブラジル、インドネシア、アフリカ・コンゴ川流域などで減少が顕著

直接的な原因

- 農地への転用
- 過放牧
- 過剰な伐採
- 森林火災など



根本的な原因

- ◆ 貧困問題
- ◆ 人口増加
- ◆ 森林法制度の未整備など

地球環境の保全上、大きな問題

- 二酸化炭素濃度の上昇
- 野生生物の減少
- 砂漠化の進行など



20

海外林業協力を通じた地球環境保全への貢献

我が国の取組

二国間協力の推進

JICAを通じた支援 (技術協力プロジェクト、開発調査、無償・有償資金協力等)

多国間協力の推進

FAO、ITTO等を通じた支援

国際対話の推進

国連、G8、アジア森林パートナーシップ、モンテリオール・プロセス、地球温暖化防止・生物多様性保全に向けた議論への参画、貢献

NGO等に対する支援、技術開発

民間の行う植林活動の支援、我が国の知見を活用した技術開発、基礎調査等



<天然林回復のための苗畑>
(ベトナム JICA技術協力)



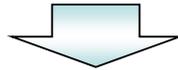
<復元されたマングローブ林>
(インドネシア JICA技術協力)

21

東南アジア地域における持続的水産業の推進

東南アジア地域の現状

- ① 複数の国にまたがって多数の魚種が回遊
- ② 多くが零細漁業者で、資源を過剰に利用する傾向
- ③ 漁獲後の取り扱いが悪く、有効利用できていない
- ④ 過剰な環境保護意識より、不当な規制がかけられる恐れ



取るべき方策

- ① 地域全体で連携した一体的な資源管理の実施
- ② 新漁場の開発、科学的根拠に基づく持続的な利用の推進
- ③ 漁獲物の流通方法の改善
- ④ 連携した立場の強化及び環境保護の取組みのPR強化

22

東南アジア地域における持続的水産業の推進

東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)を通じた、東南アジア地域における持続的な水産業を目指す取組みを支援

(東南アジア地域水産資源持続的利用推進事業)

回遊性魚種に関する調査、資源評価及びこれらに基づく管理措置の提言

流通段階の安全性向上を図る技術研修等の実施

新漁場・漁法、未利用資源に関する調査等の実施

国際漁業問題への対応能力強化のためセミナー等の実施

国際機関との連携 (FAO(国際連合食料農業機関)、CITES(ワシントン条約)等)

適切な水産資源の持続的利用を実現し、多様性の保全を図る

23

農林水産業の生物多様性指標の開発

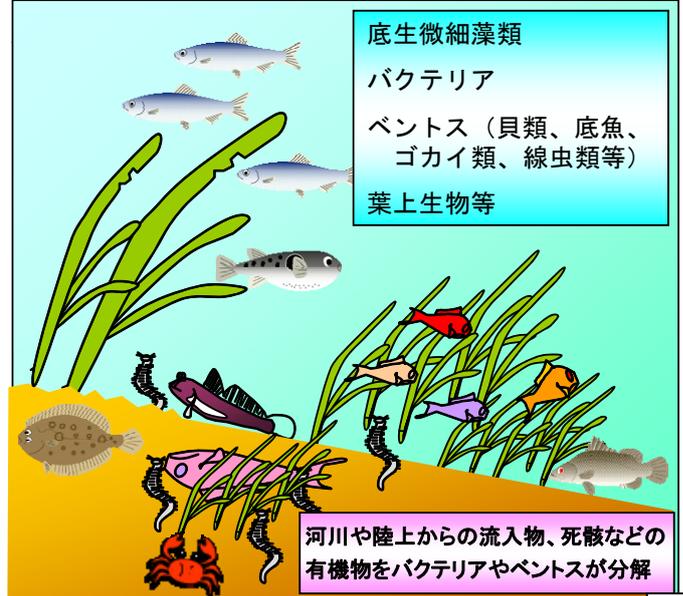
生物多様性の状況を表す指標を開発

農業分野



土着天敵など有用な生物

水産分野



森林分野



徘徊性昆虫

飛翔性昆虫

植生

農林水産省における生物多様性保全の取組

農林水産省生物多様性戦略の着実な推進

- 生物多様性の保全を重視した農林水産業を強力に推進
- 2010年に名古屋市で開催される生物多様性条約COP10で世界へ発信

森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策について (概要)

1 趣旨

平成 22 (2010) 年は、国連が定める「国際生物多様性年」であり、我が国で生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) が開催される節目の年である。このことも踏まえ、我が国の豊かな生物多様性の宝庫である森林生態系を健全な形で将来に残していくため、外部有識者 (※) からなる「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」を設置し、森林・林業関係者等の生物多様性の保全に対する理解を深めるとともに、今後の望ましい森林・林業施策の方向性に係る提言をとりまとめるものである。

2 背景・課題

- 森林、農地、湿地、河川等の様々な生態系は、植物、動物、微生物、土壌、水等の多様な構成要素が、人間の継続的な営みによる働きかけを含め、様々なつながりを形成することによって成り立っており、人間の営みが持続可能な形で行われる限りにおいて、これら生態系は全体として安定した地域固有の自然環境を形成し、気候の安定化、洪水等の調節、有用な資源の供給、野生生物の生息・生育環境の確保等に寄与する一方、このような生物多様性が失われることは、社会経済システムの維持のみならず人類の存続に対する脅威となるもの。
- 世界の陸地面積の約 3 割を占める森林は、陸上の生物種の約 8 割がその生息・生育を依存するなど、森林生態系は野生生物の生息・生育の場や種・遺伝子の保管庫として、生物多様性の保全にとって最も重要な位置を占めるもの。
- 一方、国際的には熱帯林の減少・劣化が依然として進行するとともに、我が国においても人工林の管理放棄を含む里山林の放置、天然林の質的低下等がみられるほか、生物多様性の損失を今後さらに招く要因として、かつて薪炭材生産を主体として維持管理されてきた広葉樹二次林の放置に伴う植生遷移の進行や、シカの個体数の増加に起因する下層植生の消

滅等の森林生態系の生産力・再生力の減退が特に懸念されるところ。

- さらに、地球温暖化の進行は、生物種や生態系が適応できるスピードを超え、多くの種の絶滅を含む甚大な影響を与えるものと予測されており、生物多様性の保全及び持続可能な利用については、地球温暖化の防止・適応策と等しく重要な問題として一体的に取り組んでいくことが不可欠。

3. 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基本的方向

- 我が国は国土の3分の2を森林が占めるなど、他の先進国や主要林業国と比較して極めて高い森林率を維持しており、森林そのものが国土の生態系ネットワークの根幹としての役割を担い、我が国の豊かな生物多様性を維持。
- すべての野生生物種は地域固有の様々な自然環境に適応することによって生存を維持しているものであり、原生的な自然環境を必要とする動植物のほか、人為による攪乱（伐採、バイオマス利用）や自然の攪乱（噴火、火災、風倒、枯死等）によって形成される二次的な環境下に適応して生息・生育する動植物が存在するため、森林管理としては、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の面的広がりにおいて、その土地固有の自然条件、立地条件下に適した様々な植生のタイプが存在し、地域の生物相の維持に必要な様々な遷移段階の森林がバランスよく配置されることが重要。
- この際、生物の多様性が科学的に解明されていない要素が多くあることを十分認識した上で、不確実性を減らすための調査研究に取り組むとともに、当初の予測どおりとならない事態も起こり得ることを、あらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変える順応的管理の考え方が重要
- このため、森林資源の保続培養を図るために必要な森林施業の規範を示す森林計画制度は生物多様性の保全及び持続可能な利用の観点から十分評価されるものであり、制度の的確な運用を通じ、規制的な措置とともに、森林生態系の生産力の範囲内で持続的な林業活動を促す奨励的な

措置を講じることによって、様々な林齢からなる多様な森林生態系を保全することが生物多様性の確保に寄与。

4. 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた具体的対策

(1) 制度面での対応

森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方を基本とすることが重要であり、流域を単位として、地域の実情に応じ、①生物多様性の評価軸となる森林植生の変化等に関連する指標群を設定し、森林生態系のモニタリングにより個々の指標ごとの現状を客観的に捉えることにより地域全体の森林の植生構造の変化等を把握し、②そのような科学的・客観的な分析を通じ、それぞれの流域において生物多様性の保全及び持続可能な利用を図る上での政策課題や重点的に取り組むべき施策を関係者の合意により明らかにし、③それを次の地域森林計画等の策定に反映させていくという、森林計画策定プロセスの一層の透明化を図っていくことが重要。

(2) 事業活動での対応

生態系、種、遺伝子というそれぞれのレベルにおいて生物多様性の確保が図られるよう、森林の適切な整備・保全、里山林の持続的な利用による更新・再生、緑の回廊の設定等による森林生態系のネットワークの形成、シカ等の野生動物による被害の防止、絶滅のおそれがある希少な種の生息・生育区域や地域的に隔離された生態系の保全、林木遺伝資源保存林等の生息域内保存及び生物多様性に係る専門家の育成と国民への普及啓発等を総合的に推進するとともに、森林吸収源対策等の地球温暖化防止対策と生物多様性の保全及び持続可能な利用を一体的な課題として取り組むことが重要。

さらに、平成 22 (2010) 年の「国際生物多様性年」から翌 23 年の「国際森林年」にかけて、NPO 等の活動に対する支援や企業活動等との連携も含め、官民一体となって、切れ目のない運動を展開し、我が国の森林・林業の果たしている役割や重要性を国内外に積極的にアピールすることが必要。

(※) 森林における生物多様性保全の推進方策検討会委員名簿

[五十音順・敬称略]

- 秋庭悦子 特定非営利活動法人グリーンコンシューマー東京ネット理事
- 有馬孝禮 宮崎県木材利用技術センター所長（座長）
- 合瀬宏毅 日本放送協会解説委員
- 清野嘉之 独立行政法人森林総合研究所温暖化対応推進拠点長
- 楠部和弘 日本林業同友会理事
- 高松健比古 財団法人日本野鳥の会監事
- 田中惣次 全国林業研究グループ連絡協議会会長
- 横山隆一 財団法人日本自然保護協会常勤理事
- 鷺谷いづみ 国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授

森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進 方策について

林野庁においては、今後の生物多様性の保全に向けた森林・林業施策の展開方策等の検討を行うため、平成 20 年 12 月に有識者による「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」を設置し、これまで 5 回の検討会を実施してきました。

この度、本検討会による報告書「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」についてとりまとめましたので、お知らせします。

報告書本体については、下記 URL よりご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kenho/090723.html>

<添付資料>

- ・ 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策について（概要）
- ・ （参考 1）森林における生物多様性保全の推進方策検討会委員名簿
- ・ （参考 2）検討会の開催状況

お問い合わせ先

森林整備部研究・保全課
担当者：総務班 野畑、林
代表：03-3502-8111（内線 6211）
ダイヤルイン：03-6744-2311
FAX：03-3502-2104

当資料のホームページ掲載 URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>